

「富岡製糸場と絹産業遺産群」の暫定リスト記載決定が文化庁により発表されたのは、一月二十三日。富岡市では市民三千人がちょうちんを持って市街地や同製糸場内を練り歩き、喜びを分かちあった。

大きな前進

暫定リスト記載は、国をあげて世界遺産登録を推進する方針の表れと言っていい。これまで文化遺産は十四件が記載され、十件は登録が実現、二件は来年夏までの登録が有力視されている。リスト記載は登録への大きな前進となる。

今後は調査研究と保護体制づくりを進めつつ、現在の十カ所以外にも残る重要な遺産を加え、日本の代表としてふさわしい遺産群を作り上げることが課題だ。県は「五～十年後」の登録を目指している。

研究と保護が重要

本県の「富岡製糸場と絹産業遺産群」は現在、世界遺産登録の候補地「暫定リスト」に記載されることが決まり、一月末に政府からユネスコ世界遺産センターへ申請書類が提出された。六、七月に開かれる世界遺産委員会で、正式に確定する。

今後は県などが数年間かけて、世界にある類似遺産との比較研究を行い、本県絹産業遺産群に「顕著で普遍的な価値」があることを証明するとともに、遺産とその周辺を保護する体制を整える。

「研究」と「保護」が完了すると、政府は同センターへ登録の推薦書を提出する。同センターは国際記念物遺跡会議 (ICOMOS) へ調査を依頼。ICOMOSの現地調査の報告書を受けて、毎年六、七月に開く世界遺産委員会で登録の可否を審議、登録する遺産を決める。

日本国内で近年、世界遺産登録された文化遺産は、リスト記載から登録まで三～八年を要している。

世界遺産登録への今後のステップ

